

## 正誤表

正	誤
P.5 削除	P.5 「口腔ケアの3点セット」に係る記載
P.18 第2章は「口腔と関連器官の構造」について説明します。口腔内に疾患や異常が認められる場合は、主治の歯科医師等にすぐに相談しましょう。 口腔の構造と機能	P.18 口腔の構造と機能
P.19～20 咽頭期で見られます。このような場合は、摂食嚥下障害が疑われるので、主治の歯科医師等にすぐに相談しましょう。	P.19～20 咽頭期で見られます。
P.26 左側下顎第二大臼歯を指します。	P.26 右側下顎第二大臼歯を指します。
P.32 削除	P.32 と呼ばれます。
P.42 第3章は「口腔に見られる症状と関連する疾病」について説明します。口腔内に疾患や異常が認められる場合は、主治の歯科医師、医師等にすぐに相談しましょう。 歯垢・歯石・舌苔の発生	P.42 歯垢・歯石・舌苔の発生
P.46 歯の1本1本をよく調べ、ウ蝕(虫歯)の可能性がある場合は、主治の歯科医師等にすぐに相談しましょう。	P.46 歯の1本1本をよく調べ、探針(第1章2参照)で歯の表面に触れて穴が開いていないか確認するなど、注意深い観察が必要です。
P.70 口腔ケアの準備と手順 介護口腔ケア推進士は、歯科医師法、歯科衛生士法(第4章1参照)の歯科医業などを行うことはできませんので、よく注意をした上で口腔ケアを行いましょう。例えば、口腔ケアの際に出血が認められるなど口腔内に疾患がある場合は、主治の歯科医師等にすぐに相談しましょう。	P.70 口腔ケアの準備と手順
P.72 リズムの乱れは、不整脈の疑いがあります。異常が認められる場合は、主治の歯科医師、医師等にすぐに相談しましょう。	P.72 リズムの乱れは、不整脈の疑いがあります。
P.82 3つ目は、ウ蝕(虫歯)や歯周病に対する進行抑制です。	P.82 3つ目は、ウ蝕(虫歯)や歯周病に対する治療効果です。
P.82 2歯磨きによる進行抑制	P.82 2歯磨きによる治療効果

<p>(1)ウ蝕（虫歯）の進行抑制 歯磨きによって再石灰化作用（第2章4参照）が促され、ウ蝕（虫歯）に対する進行抑制効果が期待できます。（略）この意味で、歯磨きにはウ蝕（虫歯）の進行抑制効果があるといえます。(2)歯周病の進行抑制 （略）歯周病の症状の一部に対する進行抑制効果があるといえます。</p>	<p>(1)ウ蝕（虫歯）の治療効果 歯磨きによって再石灰化作用（第2章4参照）が促され、ウ蝕（虫歯）に対する治療効果が期待できます。（略）この意味で、歯磨きにはウ蝕（虫歯）の治療効果があるといえます。(2)歯周病の治療効果 （略）歯周病の症状の一部に対する治療効果があるといえます。</p>
<p>P.98 削除</p>	<p>P.98 また、歯垢染色剤は、義歯の汚れを確認する際にも有効です。（略）より効率的な洗浄ができます。</p>
<p>P.98～99 タオルなどで前掛けをするといった工夫をしましょう。 歯垢染色剤の使用の可否や歯垢染色剤の選択については、主治の歯科医師等とよく相談しましょう。</p>	<p>P.98～99 タオルなどで前掛けをするといった工夫をしましょう。</p>
<p>P.104 (3)歯磨剤の使用の注意点 （略）歯を十分に磨いたと誤認することもあります。 歯磨剤の使用の可否や歯磨剤の選択については、主治の歯科医師等とよく相談しましょう。</p>	<p>P.104 (3)歯磨剤の使用の注意点 （略）歯を十分に磨いたと誤認することもあります。</p>
<p>P.105 (3)含嗽剤の使用の注意点 （略）含嗽剤によって、ウ蝕（虫歯）や歯周病を治療することもできません。 含嗽剤の使用の可否や含嗽剤の選択については、主治の歯科医師等とよく相談しましょう。</p>	<p>P.105 (3)含嗽剤の使用の注意点 （略）含嗽剤によって、ウ蝕（虫歯）や歯周病を治療することもできません。</p>
<p>P.129 座ることはできるか、うがいはできるか、意識はあるかを確認し、本人の機能に応じた口腔ケアを行うことが必要となります。より安全な口腔ケアを行うため、主治の歯科医師等とよく相談しましょう。</p>	<p>P.129 座ることはできるか、うがいはできるか、意識はあるかを確認し、本人の機能に応じたより安全な口腔ケアを行います。</p>

<p><b>P.146</b> 病気や障害を持った人の介護口腔ケア</p> <p>介護口腔ケア推進士は、歯科医師法、歯科衛生士法（第4章1参照）歯科医業などを行うことはできませんので、よく注意をした上で口腔ケアを行いましょう。例えば、口腔ケアの際に出血が認められるなど口腔内に疾患がある場合は、主治の歯科医師等によく相談しましょう。また、病気や障害については主治の医師等に相談しましょう。</p>	<p><b>P.146</b> 病気や障害を持った人の介護口腔ケア</p>
<p><b>P173</b> コミュニケーションが</p>	<p><b>P173</b> コミュニケーションが</p>
<p><b>P.184</b> ・専門的（機械的）口腔清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・摂食・嚥下機能訓練</li> <li>・舌の筋力を鍛える舌訓練</li> <li>・頬の動きを改善する頬訓練</li> <li>・嚥下動作を改善するアイスマッサージ</li> </ul>	<p><b>P.184</b> ・機能改善訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舌の筋力を鍛える舌訓練</li> <li>・頬の動きを改善する頬訓練</li> <li>・嚥下動作を改善するアイスマッサージ</li> </ul>
<p><b>P.184</b> 2 歯科医師等の専門職種</p>	<p><b>P.184</b> 2 専門的口腔ケアを行う職種</p>
<p><b>P.185</b> 歯科の予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導を行う歯科医療職種です。歯科医師の指示のもと歯科診療補助を行うことはできますが、診断、レントゲン撮影等を行うことはできません。</p>	<p><b>P.185</b> 歯科の予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導を行う歯科医療職種ですが、単独では診断、治療、レントゲン撮影は行えず、歯科医師の指示のもとであることが必要です。</p>
<p><b>P.185</b> 注意点</p> <p>介護口腔ケア推進士は歯科医師法第17条、歯科衛生士法第2条に規定される歯科医業、歯科診療の補助などを行うことはできません。</p> <p>「日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること」は歯科医師法第17条の規制の対象とする必要がないものですが、「重度の歯周病等がある場合」には歯科医師法第17条の対象となるので、例えば、口腔ケアの際に出血が認められるなど口腔内に疾患がある場合は、主治の歯科医師等にすぐに相談しましょう。</p>	<p><b>P.185</b> 右下の空欄</p>

◆**歯科医師法(昭和23年法律第202号) 抄**  
第17条 歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

◆ **歯科衛生士法(昭和23年法律第204号) 抄**

第2条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。）の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。

一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること。

二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。

2 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。

3 歯科衛生士は、前2項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

◆ **医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(平成17年7月26日、医政発第0726005号) 抄**

以下に掲げる行為も、原則として、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要がないものと考えられる。

(略)

② 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること